

1 全般的事項

総合環境コンビナート複合中核施設の建設事業における廃棄物処理施設の建設工事に伴う環境への影響及び廃棄物の処理に伴う環境への影響については、事業者は、環境への影響を可能な限り回避し、又は低減できるよう、大気汚染物質の排出削減に係る最新の技術を積極的に導入する等の対策を講じ、環境保全に最大限の配慮を行うことが必要である。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

ア 廃棄物処理施設から排出される大気汚染物質による周辺地域における環境への負荷の増大が懸念されるため、事業者は、ばい煙等の大気汚染物質の濃度又は量を施設の稼働後速やかに測定して、当該施設の燃焼等の管理が適正に行われていることを確認することが必要である。

特に、ダイオキシン類の排出量の削減には、廃棄物焼却炉の適正な燃焼管理が不可欠とされているため、事業者は、燃焼管理に関する項目を当該施設の常時監視項目に追加し、評価書に記載することが必要である。

イ 当該事業では、資材運搬車両及び廃棄物運搬車両が市街地を走行するため、事業者は、資材運搬車両等の運行に当たっては、騒音等に関する関係法令を遵守するとともに、準備書に記載された環境保全対策を当該事業の関係者に周知、徹底させることが必要である。

(2) 自然環境について

ア 当該事業地を含めた響灘地区は、野鳥の渡りの中継地であり、また、当該事業地の周辺では、希少な生物が観測されている。この地域特性に対し、事業者は、当該事業の実施がこれらに影響を与えると懸念される場合は、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を踏まえ、施設の配置、操業方法の再検討等、適切な措置を行うことが必要である。

イ 当該事業地の緑化に当たっては、アで述べた地域特性に考慮した緑地計画を策定することが必要である。

3 その他

(1) 当該事業の環境監視計画に記載されている情報の提供は、市民の理解を得るために

重要であり、事業者は、環境監視の結果を可能な限り公開するよう努めるとともに、市民が情報を容易に入手できるような配慮を行うことが必要である。

(2) 台風、地震等による災害が発生した場合、当該事業地の周辺の環境に著しい影響を与える可能性があることに鑑み、当該施設の設計、施工及び操業に当たっては、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聴き、それを踏まえて、災害時における環境への負荷を最小限に抑えるためのマニュアルを策定する等、適切な措置をとることが必要である。

(3) 今後、事業の進行に関連して、環境への影響に関する新たな事実が判明した場合、又は環境に著しい影響を与えるおそれのある場合は、関係行政機関の指導、助言に従い、学識経験者等専門家の意見を踏まえて、適切な措置をとることが必要である。